

諮問日：令和3年7月8日（令和3年度（最個）諮問第2号）

答申日：令和3年12月16日（令和3年度（最個）答申第2号）

件名：特定年度の裁判所職員採用試験の専門試験における申出人の答案用紙に記録された保有個人情報の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年度の裁判所職員採用試験の専門試験（記述式，憲法）における苦情申出人の答案用紙に記録された同人の保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，上記申出に係る文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）について，最高裁判所事務総長が，本件対象文書のうち1丁目及び2丁目の各解答欄外上部の点線から上の部分は開示し，その余の部分を開示しないとしていることは，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和3年3月9日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

保有個人情報不開示通知書に記載された不開示理由が抽象的で，具体的な不開示理由が示されていない。例えば，「試験に係る事務に関し不当な行為を容易にするおそれがある情報」とあるが，これは非常に抽象的な表現であり，具体的にどういうものを指すのか，何ら明記されておらず，当然に納得はできない。

答案用紙の部分開示や，若しくは，答案用紙そのものは開示できないのなら，

答案の内容を適宜の方法で書き写した文書を開示する方法による開示は可能ではないか。部分開示等もできない理由があるというのであれば、具体的に説明してほしい。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、保有個人情報不開示通知書（以下「本件通知書」という。）に記載された不開示理由が抽象的である旨及び部分開示や苦情申出人が作成した答案を適宜の方法で書き起こした文書を開示する方法による開示は可能である旨主張しているところ、全部不開示とした文書のうち1丁目及び2丁目の各解答欄外上部の点線から上の部分（以下「本件開示部分」という。）は開示すべきであるが、その余の部分（以下「本件不開示部分」という。）については開示することができないと考える。
- 2 本件不開示部分は、本件対象文書の解答欄部分であり、苦情申出人が作成した解答が記載されているところ、裁判所職員採用試験では、試験結果通知書によって受験者に各科目の素点等を開示しており、受験者が記載した解答を開示すると、開示された解答と素点等の情報を結びつけることにより、採点の具体的方法、合否及び得点等に関する情報の収集及び分析が容易となり、そのような情報を取得した機械的、断片的知識しか有しない者が得点を獲得する可能性が高くなるなど、採用試験の目的が達せられなくなるおそれがある。

また、本件不開示部分は、解答欄の体裁を含むものであるが、解答欄の体裁は一般に公開しているものではなく、開示を行うことで一部の者だけが情報を得ることとなり、試験の公平性を維持することに困難を生じるおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、これを開示することにより、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条7号柱書に規定する不開示情報に該当する。

なお、原判断では、同号イに規定する不開示情報に該当するものとしていた

が、改めて検討した結果、不開示の理由を前記のとおり改めることが相当と考
えるに至った。

3 他方、改めて検討した結果、本件開示部分には、法14条に規定する不開示
情報はないと認められることから、開示するのが相当との判断に至った。

4 なお、苦情申出人は、①本件通知書に記載された不開示理由が抽象的である
旨及び②苦情申出人が記載した解答を適宜の方法で書き起こした文書を開示す
ることが可能である旨主張する。

まず、①につき、本件通知書には不開示の理由が簡潔に記載されているとこ
ろ、取扱要綱の定めに照らしても（取扱要綱記第4の6の(2)）、本件通知書
の不開示理由の付記に不備はない。

次に、②につき、個人情報の開示の実施方法については、閲覧又は謄写によ
ることとなっており（取扱要綱記第4の8の(1)）、苦情申出人が求める方法
は定められていない。

5 よって、本件開示部分は開示するのが相当であるが、本件不開示部分につい
ては開示することができない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年7月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、本件対象文書に記載した解答内容の開示を求め、本件対象文
書を全部不開示とした原判断に対し、①本件通知書に記載された不開示理由が
抽象的である旨及び②苦情申出人が記載した解答を適宜の方法で書き起こした
文書を開示することが可能である旨主張するので、以下検討する。

2 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所職員採用試験では、試験結果通知書によって受験者に各科目の素点等が開示されており、受験者が記載した解答を開示すると、開示された解答と素点等の情報を結び付けることにより、採点の具体的方法、合否及び得点等に関する情報の収集及び分析が容易となり、そのような情報を取得した機械的、断片的知識しか有しない者が得点を獲得する可能性が高くなるなど、採用試験の目的が達せられなくなるおそれがあるから、これを開示することにより、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

本件対象文書を見分した結果によれば、本件開示部分には試験種目名や苦情申出人の氏名等が記載されていること、本件不開示部分は本件対象文書の解答欄部分であり、苦情申出人が作成した解答が記載されていることが認められる。また、当委員会庶務を通じて確認したところ、裁判所職員採用試験においては、試験結果通知書によって受験者に各科目の素点及び標準点等が開示されていること、解答欄の体裁は一般に公開されていないことが認められる。

上記見分結果及び確認結果を踏まえれば、本件不開示部分を開示すると、開示された答案の解答欄の内容と素点及び標準点等の情報を結び付けることが可能となるから、受験予備校等によって解答内容と合否及び得点の情報が収集・分析されることによって、得点のランク等から合格しやすい答案を作成するためのノウハウが編み出され、これらの情報を取得した者が、たとえ機械的で断片的な知識しか有しない者であっても、優位な得点を獲得する可能性が高くなるおそれがあり、さらに、開示を行うことで一部の者だけが情報を得ることとなり、試験の公平性を維持することに困難を生じるおそれがあるといえる。上記のような事態が生ずるならば、採用試験の目的が達せられなくなるおそれがあると認められるから、本件不開示部分を開示することにより、試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

他方、上記見分結果によれば、本件開示部分には、法14条に規定する不開示情報はないと認められる。

したがって、本件不開示部分の記載は、法14条7号柱書に規定する不開示情報に相当すると認められるから不開示とするのが相当であるが、本件開示部分には法14条に規定する不開示情報はないと認められるから開示するのが相当である。

- 3 苦情申出人は、①本件通知書に記載された不開示理由が抽象的である旨及び②苦情申出人が記載した解答を適宜の方法で書き起こした文書を開示することが可能である旨主張する。

しかし、上記①の主張について検討すると、原判断においては、本件対象文書の全部が不開示とされ、本件通知書には、不開示の理由として「開示することにより、試験に係る事務に関し不当な行為を容易にするおそれがある情報が記載されており」と記載されているところ、開示申出に対する迅速な事務処理の観点及び取扱要綱の定め（取扱要綱記第4の6の(2)参照）に照らし、本件通知書の不開示理由の付記に不備があるとまでは認められない。したがって、苦情申出人の上記①の主張を採用することはできない。

次に、上記②の主張について検討すると、個人情報の開示の実施方法については、閲覧又は謄写によることとなっており（取扱要綱記第4の8の(1)）、苦情申出人が求める方法は定められていない。したがって、苦情申出人の上記②の主張も採用することはできない。

- 4 以上のとおり、原判断については、本件開示部分には法14条に規定する不開示情報はないと認められるが、本件不開示部分は法14条7号柱書に規定する不開示情報に相当すると認められるから、最高裁判所事務総長が本件開示部分を開示し、本件不開示部分を開示しないとしていることは、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子